

知ってほしい

議会モニターとは

あなたもやってみませんか

議会モニター制度とは？

（清水町議会モニター設置要綱第1条）

- 「清水町議会の運営等に関して、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的」に、平成31年4月より設置しています。



定員は何名？

（清水町議会モニター設置要綱第3条）

- 「10名以内」です。

資格は必要？

（清水町議会モニター設置要綱第4条）

- 特別な資格は必要ありませんが、次の要件を満たす人です。
 - ①18歳以上の町民で、町議会議員又は町職員でない人
 - ②町議会の仕組み運営に関心がある人
 - ③町政及び地域社会の発展に関心がある人

どんな仕事をするの？

（清水町議会モニター設置要綱第5条）

- 議会を傍聴（YouTube 配信を視聴してもOKです。）し、意見を提出すること。
- 「議会だより」「議会ホームページ」を見た意見を提出すること。
- 議長の依頼した調査に協力すること。
- 町議会議員と意見交換を行うこと。（年1回程度）
- モニター会議（年2回程度）に出席すること。



募集方法・任期は？

（清水町議会モニター設置要綱第8条、11条）

- 募集方法は、原則「公募」です。
（応募者が少ないときは、議長が選出したり、推薦をいただくことがあります。）
- 任期は「2年間」で、再任可です。
- 応募方法
申込書に住所・氏名・性別・生年月日・
電話番号・職業及び応募の動機を記入いただき、
議会事務局に提出（電子メール含む）してください。

今回のモニター任期は「令和7～8年度（R9年3月まで）」です。

報酬は？

(清水町議会モニター設置要綱第 12 条)

○無償です。

ただし、年間 5,000 円程度の記念品（商品券）を贈呈いたします。

年間スケジュール（令和5年度の例）

日 程	内 容	備 考
6月1日	モニターの委嘱	令和5・6年度 6名
随時	定例会の傍聴（中継視聴）	定例会前に案内（チラシ送付）
	議会だより送付	年4回（5月・8月・12月・2月発行）
	意見表の提出	年2回（モニター会議開催前）
7月13日	第1回モニター会議	議員（議会運営委員）との意見交換
2月14日	第2回モニター会議	

議会モニター業務の流れ

